

第26期定時株主総会

その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2024年2月1日から2025年1月31日まで)

株式会社イタミアート

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に問わらず、株主の皆様には、電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 「取締役会規程」をはじめとする社内規則を制定し、会社の経営組織、業務分掌及び職務分掌等の規程等を定め、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図り、これの維持改善に努める。
- b. 取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- c. 監査役は、「監査役会規程」「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
- d. 代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、内部監査部門は、監査役、会計監査人と連携しつつ、「内部監査規程」に基づき法令及び社内規則等の適合状況等について内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長、監査役会及び取締役会に報告する。
- e. 「コンプライアンス規程」を制定し、法令等に基づく活動が適正に行われるための教育・指導を行う。
- f. 法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部（外部）通報規程」を定め、社内外に通報窓口を設置する。当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」等の社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
- b. 「個人情報保護マニュアル」、「情報セキュリティー規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。

- b. 上記のリスク管理の状況については、定期的に取締役会に報告し、リスクの状況を適時に把握、管理する。
 - c. 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、リスク管理の実施状況について監査を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
 - b. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
 - b. 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - c. 監査役補助者は、監査役から指示を受けた業務を行う場合は、監査役の指示に従うものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が、監査役に報告するための体制並びに報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、当社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、取締役及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに監査役に報告を行わなければならない。
 - b. 前項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとする。

- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
当社は、監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

- ⑧ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、取締役会、予算編成会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - 代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
 - 監査役は、内部監査部門と積極的に情報交換を行い、効率的な監査環境を整備し、監査の有効性を高める体制を構築する。
 - 監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- 当社は「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切かかわりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。
 - 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 「取締役会規程」等の社内規則を制定し、会社の経営組織、業務分掌及び職務分掌等の規程等を定め、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図り、これの維持改善に努めている。
 - 監査役監査及び内部監査により適法性の確認を行っている。
 - コンプライアンス徹底のため、e-learningを通じて啓発活動を行っている。
 - 社内、社外にそれぞれ内部通報窓口を設置している。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令、定款及び社内規則に基づき、取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理は主管する部署が適切に実施している。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規程」を定め、有事の際の行動指針を周知している。また同規程に基づき、「リスク・コンプライアンス委員会」を毎月開催し、リスクマネジメント活動を推進している。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役はその権限のもと、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、会社運営にあたっている。また、月1回以上開催される取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況等について報告を行い、当社の取締役の職務の執行について監視・監督を行っている。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
他部門を兼任する使用人が監査役スタッフを兼務する場合は、監査役に係る業務を優先している。
- ⑥ 取締役及び使用人が、監査役に報告するための体制並びに報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、当社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき及び当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合に、速やかに監査役に報告を行っている。
 - b. 監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止している。

- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行に係る費用は速やかに処理を行っている。また、その費用に関して一定額の予算を確保している。

- ⑧ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、取締役会、予算編成会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べている。
- b. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行っている。
- c. 監査役は、内部監査部門と積極的に情報交換を行っている。
- d. 監査役は、会計監査人から会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、連携を図っている。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

「反社会的勢力排除規程」を定めるとともに、反社会的勢力・団体・個人とは一切かかわりを持たず、不当・不法な要求にも応じない基本方針の周知徹底を図っている。

株主資本等変動計算書

(2024年2月1日から)
(2025年1月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本						純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金					
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	150,500	52,500	52,500	32,815	185,272	218,087	421,087	
当期変動額								
新株の発行	309,120	309,120	309,120				618,240	
当期純利益					165,042	165,042	165,042	
特別償却準備金の取崩				△21,676	21,676	—	—	
当期変動額合計	309,120	309,120	309,120	△21,676	186,719	165,042	783,282	
当期末残高	459,620	361,620	361,620	11,138	371,991	383,130	1,204,370	

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ………… 時価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品………… 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価
及び原材 料 切下げの方法により算定)

貯 蔵 品………… 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿
価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並び
に2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3~47年

構 築 物 7~20年

機 械 及 び 装 置 3~17年

車両 運 搬 具 4~6年

工具、器具及び備品 3~10年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してお
ります。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金……… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。
- (2) 賞 与 引 当 金……… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、主にのぼりやタペストリー等の卸売又は製造による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、財又はサービスを引き渡す一時点において、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。当社では、商品又は製品の国内の販売において、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、他社が運営するポイントプログラムにおいて売上時に顧客へ付与するポイントについては、販売時の取引価格から付与したポイント費用相当額を差し引いた金額で収益を認識しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	1,182,220千円
土地	423,083
計	1,605,304

(2) 担保に係る債務

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む。)	1,183,323千円
計	1,183,323

2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,232,150千円
-------------------	-------------

3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	970,000千円
借入実行残高	—
差引額	970,000

損益計算書に関する注記

1. 棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価 (△は戻入益)	2,262千円
--------------	---------

2. 販売費及び一般管理費には保育園事業の運営費が含まれており、当該運営費に係る助成金収入を販売費及び一般管理費から控除しております。

3. 特別利益・特別損失

(1) 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

車両運搬具	2,451千円
計	2,451

(2) 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

機械及び装置	795千円
構築物	267
計	1,063

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,050,000株	420,000株	－株	1,470,000株

(注) 2024年4月8日付で東京証券取引所グロース市場への新規上場に伴う2024年4月5日を払込期日とする公募増資（ブックビルディング方式による募集）により、発行済株式総数が420,000株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年4月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額 29,400千円

②一株当たり配当額 20円

③基準日 2025年1月31日

④効力発生日 2025年4月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	26,023千円
資産除去債務	8,301
賞与引当金	6,628
未払事業税	4,287
退職給付引当金	2,662
棚卸資産評価損	1,513
助成金収入返還	1,285
ソフトウェア仮勘定	1,281
その他	997
繰延税金資産小計	<u>52,980</u>
評価性引当額	<u>△8,301</u>
繰延税金資産合計	<u>44,678</u>

繰延税金負債

特別償却準備金	△4,888
資産除去債務に対応する除去費用	△7,155
その他	△494
繰延税金負債合計	<u>△12,538</u>
繰延税金資産の純額	<u>32,140</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割	0.4
評価性引当額の増加	0.8
留保金課税	6.2
税額控除	△5.3
その他	△0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>32.9</u>

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

主にのぼり旗の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入によつて調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、ほとんど1年以内の支払期日であります。長期借入金及びリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で約20年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約及び通貨オプション取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

当社は、デリバティブ管理規程に従い、外貨建ての営業債務について、為替の変動リスクに対して、原則として為替予約及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。なお、当社は、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債務に係る支払額の変動リスクを抑制するために、デリバティブ取引を利用してあります。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 長期借入金(※2)	2,039,846	1,825,810	△214,035
(2) リース債務	9,873	9,848	△24
負債計	2,049,719	1,835,659	△214,059
デリバティブ取引(※3) ヘッジ会計が適用されていないもの	2,943	2,943	—
デリバティブ取引計	2,943	2,943	—

(※1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金及び未払法人税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期借入金には、1年以内に返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	—	2,943	—	2,943
デリバティブ取引計	—	2,943	—	2,943

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	1,825,810	—	1,825,810
リース債務	—	9,848	—	9,848
負債計	—	1,835,659	—	1,835,659

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様の取引を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、岡山県において賃貸用の事務所（土地を含む）や賃貸用の駐車場を有しております。2025年1月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は13,003千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額（千円）			時価（千円）
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
234,407	△2,119	232,287	263,601

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額は、減価償却（2,119千円）であります。
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、SP商材の企画・制作・販売の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

	金額（千円）
のぼり	1,832,060
幕	944,972
うちわ	181,260
冊子	156,441
その他	490,825
顧客との契約から生じる収益	3,605,561
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,605,561

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債は、主に事業年度末日以降に顧客へ提供する商品又は製品等の前受金です。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、7,820千円です。

	金額 (千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	242,922
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	277,711
契約負債 (期首残高)	7,903
契約負債 (期末残高)	7,937

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	819円30銭
1株当たり当期純利益	118円47銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	118円19銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。